

IT化による自動車検査の高度化がスタート。 不正な二次架装等の防止に活用します！

～11月4日から九州地方で初めて、自動車検査において3次元測定・画像取得装置の運用を開始～

国土交通省及び自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、安全・安心な車社会の実現に向けて、自動車検査を確実に実施するなどにより、不正な二次架装をはじめとした不正改造車を排除する様々な取組みを行っています。

この取組みをより効果的に行えるようにするため、自動車検査法人九州検査部では、IT技術の活用により自動車検査の高度化を図ることとしており、その一環として、11月4日より九州地方では初めて、以下の2箇所の自動車検査場に設置した3次元測定・画像取得装置※の運用を開始します。

- ① 自動車検査法人九州検査部：福岡市東区千早三丁目10番40号
- ② 自動車検査法人北九州事務所：北九州市小倉南区新曾根4番1号

当管内では今後、平成21年度中に、久留米、筑豊、佐賀、長崎、佐世保、巖原、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び大島の11事務所にも順次導入し、全ての自動車検査場において運用を開始します。

※3次元測定・画像取得装置の概要は別紙のとおりです。

九州運輸局では、今後、当該装置により取得した新規検査等の際の自動車の画像について、自動車検査法人からの提供を受け、街頭車両検査等において、その画像と現車を照合することにより、不正な二次架装車両等の発見に活用することとしています。



【問い合わせ先】

- 九州運輸局自動車技術安全部技術課
（担当）清田、小宮（TEL:092-472-2539）
- 自動車検査法人九州検査部
（担当）宮本、藤本（TEL:092-673-1268）

3次元測定・画像取得装置の概要について

1. 開発の目的

荷台架装メーカー等によるトラック等の車検後の不正二次架装問題（最大積載量の水増し等）は大きな社会問題となったところです。

不正な二次架装は、主に過積載等を目的とするものであり、このような改造によって、本来の制動力が得られず制動距離が延びる等安全上の問題が生じるおそれがあり、社会的影響も大きなものがあります。

このため、国土交通省では、荷台架装メーカー等によるトラック等の車検後の不正二次架装問題（最大積載量の水増し等）を防止する対策として、これまで不正架装業者に対する立入検査権限の創設、自動車検査証の記載事項の追加（燃料タンクの数等の記載）等の対策を講じてきたところです。

しかしながら、現行では新規検査、構造等変更検査時の詳細な架装状態での記録がなく、継続検査や街頭検査時に、不正な二次架装の発見が困難な場合があり、今後さらに、継続検査等における車両の状態について自動車検査証との同一性をより確実に確認する必要があると認識しています。

このような状況を背景とし、自動車検査独立行政法人（以下、「検査法人」という。）において、新規検査等の中で効率よく自動車の画像を取得する装置の開発を行い、その際に、自動車の長さ、幅、高さ等の諸元について、検査職員が1人で従来以上の精度で測定することができ、検査の高度化に活用できるよう、測定値を電子データとして取得する機能を合わせ持つ装置を開発しました。この装置が、3次元測定・画像取得装置です。

2. 装置の構成（図参照）

装置は自動車検査場の計測コース内に設置され、基本的には次の構成となっています。

- ・主カメラ…4台、回転型側方カメラ…2台、固定型側方カメラ…2台（必要な場合）
- ・測定用ターゲット…3種類（側面用、前方・後方用、車軸用）
- ・測定・画像取得用パソコン…1台、カメラ制御用パソコン…2台

3. 標準的な測定空間

車両の諸元を計測し、画像を取得できることが保証されている空間の範囲は、次の通りです。

長さ…12.05m、幅…2.55m、高さ…3.85m

4. 測定項目

測定項目は、次の2種類です。

（1）画像

- 車体全体（右前面、左前面、右後面、左後面）…4枚、
- 車体側面…6～12枚（小型6枚、中型8枚、大型12枚）
- デジカメ画像等の追加登録…2枚

（2）寸法

必須測定項目として車長、車幅、前輪車軸、後輪車軸。

その他、車高、前後軸車軸、後前軸車軸、荷台内側長さ、荷台内側幅、荷台内側高さ、荷台内側オフセット、定員オフセット3箇所、燃料タンクオフセット3箇所の測定が可能です。

（3）画像情報の活用例

- ①自動車検査場での保安検査時の照合

②街頭検査での照合

5. 画像取得及び寸法測定対象

対象車種： 貨物自動車、乗合自動車、特種自動車を中心とする車種

検査種別： 新規検査・予備検査・構造等変更検査の対象車両

6. 今後のスケジュール

- ・ 平成20年4月以降、平成19年度に3次元測定・画像取得装置が配備された各検査部・事務所において職員研修を実施します。
- ・ 関係業界への紹介、運用方法を定める審査事務規程等の整備を行った後、平成20年夏頃を目途に運用を開始する予定です。
- ・ 平成20年度には、その他の検査部・事務所に導入する予定です。

(参考) 平成19年度配備検査部及び事務所

関東検査部管内 関東検査部、練馬、足立、八王子、多摩、茨城、栃木、群馬、埼玉、熊谷、所沢、千葉、神奈川、川崎、湘南、相模

中部検査部管内 中部検査部、豊橋、西三河、岐阜

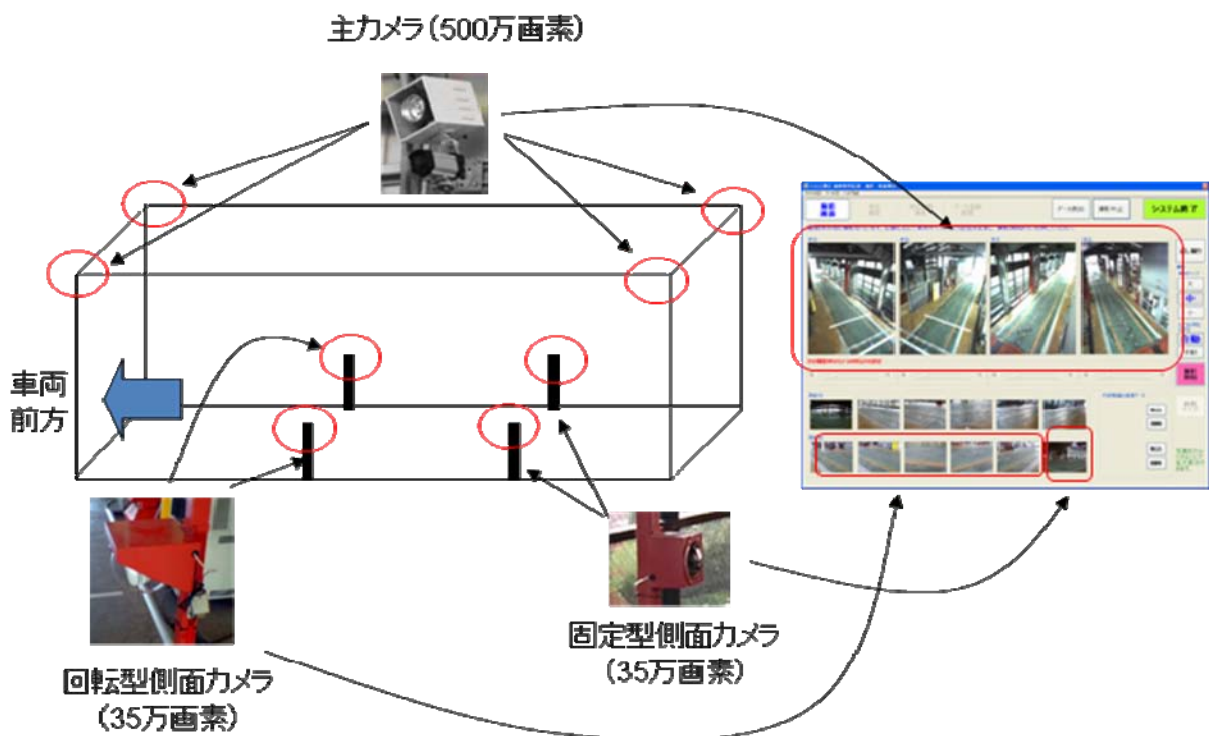
近畿検査部管内 なにわ、滋賀、京都、兵庫、姫路

中国検査部管内 中国検査部、山口

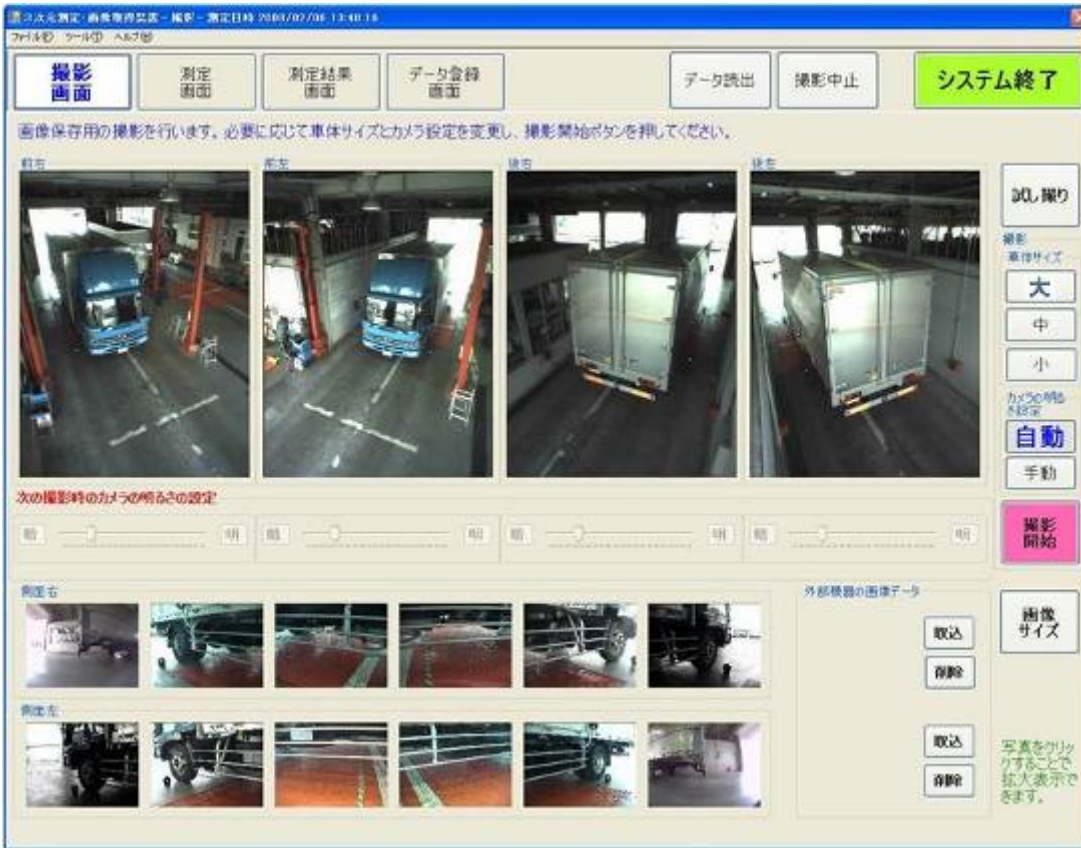
四国検査部管内 四国検査部、愛媛、

九州検査部管内 九州検査部、北九州 計31箇所

図



(撮影画面イメージ)



(登録画面イメージ)

